

第5回 議会基本条例策定委員会の概要

○開催日時：平成26年8月8日(金)午後1時30分～午後3時08分

○開催場所：市庁舎5階 第1委員会室

○出席委員：小川正人(委員長)、山谷清(副委員長)、澁谷政義、
管野恭子、佐久間儀郎、山田裕一
小山定男(市民委員)、栗原幸江(市民委員)、
山田吉訓(市民委員)

○傍聴者：伊藤勝美議員、水落孝子議員

1. 前文の検討②

◆各委員の前文案と市民委員の意見を踏まえて前文を策定しました。

【白石市議会基本条例前文(素案たたき台)】

日本国憲法に基づく二元代表制のもとで、白石市民から選挙で選ばれた議員で構成する白石市議会(以下「議会」という。)は、同じく選挙で選ばれた白石市長とともに、白石市の代表機関を構成します。

それぞれに、議会は多人数による合議制の議事機関として、また市長は独任制の執行機関として、異なる特性を生かして、互いに競い合い、協力しながら、市民の意思を的確に市政に反映させ、白石市の最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

今日、国は少子化による人口減少問題や高齢化の進展による社会保障の問題など様々な問題や課題を抱えています。

地方自治体も同様に課題を抱えながら、多様化する住民ニーズに対し「最少の経費で最大の効果を挙げる」ため日々努力を重ねています。

一方で、地方議会においては、「議会が市民に見えていない」「議会と市民との距離が離れている」などの声も聞かれる中、私たち議会は、今、この声に耳を傾け、市民と真摯に向き合うことが必要だと考えます。

このようなことから、私たち議会は、昭和29年の市制施行から60年を経た今、あらためて「議会は民意を反映する場であり、地方自治体における最高の意思決定機関である」ことを胸に刻み、地方自治法(昭和22年法律第67号)が定める規定の遵守とともに、その持てる権能を十分に駆使して、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な市民参画の推進、議員間の自由な討議の展開、市長等の行政機関との緊張関係の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議員活動を支える体制の整備等の取り組みを明らかにし、かつ的確に実践することにより、これまでより市民に開かれた信頼される議会を築きます。

よって議会は、市民の声を聞き、市民とともに、市民が主役のまちづくりをより一層進めるため、ここに「白石市議会基本条例」を制定します。

2. その他

◆策定委員会での検討は、一旦終了とし、市民フォーラムやパブリックコメント実施後に、修正等がある場合に開催することにしました。